

練馬区立大泉西中学校

学校いじめ防止基本方針

～いじめの未然防止・早期発見を目指して～



ひまわりの花言葉

「あなただけを見つめる」「愛慕」「崇拜」

第8版

練馬区立大泉西中学校いじめ対策委員会

いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（「いじめ対策推進法 第1章総則 第2条」）

児童生徒（以下、生徒という）等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

＜条文の解釈＞ 『いじめの防止等ための基本的な方針』平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日）より抜粋

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒が有する何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 本校におけるいじめに対する基本理念

いじめを「しない」「させない」「許さない」

- いじめを受ける側の立場や気持ちを考えて誰であっても生徒をいじめてはならない
- いじめという人権侵害の行為を友達や周囲の人にさせてはならない
- いじめを絶対に許してはならない、また見て見ぬ振りもしてはならない

本校では、「豊かな心をもち思いやりのある人」「自ら学び正しく判断し行動できる人」「健康でたくましく生きる人」「共に社会をつくる人」の学校教育目標に基づき、生徒の健全な心身の成長が図れるよう『いじめを「しない」「させない」「許さない』』を基本姿勢とし、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」を4本柱として、『いじめのない学校づくり』を目指します。

3 学校および学校の教職員の責務

- (1) いじめ防止に向けた組織的な対応
 - ・ いじめは、どの生徒にも起こり得るものとして、未然の防止・早期発見・早期対応に努める。
 - ・ いじめ問題の解決に向けては、管理職を中心に全教職員が協力・支援体制を組み組織的な対応を行う。
- (2) いじめの適切な把握
 - ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって関わり、軽視することなく、積極的に認知する。
- (3) いじめについての適切な理解と指導
 - ・ いじめの背景を的確に考察しながら指導にあたり、いじめられている生徒を孤立させないようにする。また、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
 - ・ 加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- (4) 家庭・地域、関係機関との連携
 - ・ どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携・協力する体制を構築できるよう心掛ける。

学校におけるいじめ防止等の対策について

1 未然防止

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

① 役割

いじめ対策推進教師の中心に、いじめの把握に努めるとともに、いじめ防止に関わる取組の強化やいじめを発見した際の解決に向けた手順や方法を提案・実行する。

② 構成員（「いじめ防止対策推進法第22条」より）

校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策推進教師、各学年教員（1名ずつ）、養護教諭、スクールカウンセラー等

(2) 教員の指導力向上と学校取組の強化

① 自己と他者を大切に、多様性を認め合える人権尊重意識の向上のための研修会を実施する。

② 対話的な学びを重視した「いじめ」に関する道徳の授業を実施する。

③ 保健体育による「SOSの出し方」に関する授業を実施する。

④ 各教科等や情報モラル教室におけるSNSの利用に関する注意喚起など、情報モラル教育の充実を図る。

(3) 生徒の主体的な取組への支援

① 生徒会を中心とした、いじめ撲滅運動の実施

- ・ 日常的な「挨拶運動」や生徒朝会において「いじめ防止等の呼びかけ」を行う。
- ・ 「いじめ撲滅宣言の標語」を作成し、全校に周知を図る。

② 「西中携帯・スマホルール」「スクールソーシャルメディアポリシー」の定着に向けた定着週間での自己チェックを行う。

(4) 情緒の安定を目指した基本的な生活習慣の確立

就寝時刻や起床時刻を自己管理することを通して、自分の基本的な生活習慣を自己管理するとともに、十分な睡眠時間による情緒の安定を高めることを通して、いじめにつながる言動をしない人間関係づくりを指導する。

2 早期発見

(1) いじめ発見のためのアンケートの定期的な実施

(2) 教育相談体制の構築

① スクールカウンセラーによる全員面談の実施（第一学年全員）

② 心のふれあい相談員等と連携し、生徒の不安や悩みへの適切な介入を行う。

3 早期対応

- (1) 把握した情報に基づく対応方針の決定と役割分担
分担の明確化を図り、専門的指導（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携し、対応する。
- (2) 被害の生徒の安全確保と支援
保護者との綿密な話し合いのもと、対応策を丁寧に練る。
- (3) 加害の生徒に対する継続的な観察・指導等
保護者との共通理解を図り、指導を徹底する。また継続して見取りを行う。
- (4) いじめを伝えた生徒の安全の確保
勇気をもっていじめを伝えてきた生徒へのケアを丁寧に行う。

4 重大事態への対処

- (1) サポートチームの結成と関係機関や保護者・地域との連携・協力
重大事態に発展することが予測される場合（暴行や金銭要求等の犯罪行為等）はサポートチームを結成し、関係機関や保護者・地域等と連携しながら対応をする。
- (2) 被害の生徒の保護・ケア
校内、校外体制によるきめの細かい指導と見守りを行う。
- (3) 加害の生徒への働きかけ
被害生徒中心の指導を徹底する。場合によっては、警察への相談や通報を行う。
- (4) 加害生徒のいじめに至った原因・背景の確認及び立ち直り支援
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図る。
- (5) 練馬区教育委員会や関係機関との連携
 - ・ 区教育委員会へのごまめな状況報告を行い、情報の共有を図る。
 - ・ 法第 28 条及び 30 条に基づき、事実関係を明確にするための調査に対して、区教育委員会や区に対して協力する。

5 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- (1) いじめ発見のためのアンケートの継続的な実施による課題の洗い出し
- (2) 学校関係者評価等による点検
いじめの認知件数や解消^{※1}件数等を公表し、保護者アンケートや学校関係者評価等において定期的に評価を行う。

※1 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

＜第4版の改訂に当たって＞

今回の改訂の目的は、従来の本校が定める『学校いじめ防止基本方針』～いじめの未然防止・早期発見を目指して～」をより実効性のあるものにする事です。いじめ防止等のための対策に関する取組を分かりやすく整理し、いじめ対策を総合的かつ効果的に実行できるようにしました。本改訂を機会に、学校職員に限らず、保護者や地域の皆様といじめに関する認識や取組を共有できれば幸いです。

＜第5版の改訂に当たって＞

学校教育目標の改訂に伴い、内容の一部を変更しました。

＜第6版の改訂に当たって＞

表記を整理するとともに、情緒の安定を目指した基本的な生活習慣の確立について追記しました。

＜第7版の改訂に当たって＞

表記を整理するとともに、情緒の安定を目指した基本的な生活習慣の確立について追記しました。

＜第8版の改訂に当たって＞

表記を整理するとともに、いじめ対策委員会の構成員一部を変更しました。

練馬区立大泉西中学校 学校いじめ防止基本方針
～いじめの未然防止・早期発見を目指して～

平成	26年	2月	3日	初版
平成	28年	4月	26日	第2版
平成	29年	4月	28日	第3版
令和	元年	5月	1日	第4版
令和	3年	6月	1日	第5版
令和	4年	4月	20日	第6版
令和	6年	9月	24日	第7版
令和	8年	4月	1日	第8版

作成：練馬区立大泉西中学校いじめ対策委員会

